



広報



市の鳥・シジュウカラ



FUSSA

平成21年(2009年)

1月15日 No. 775

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課
〒197-8501 福生市本町5
☎042-551-1511 (市役所代表)
毎月1日・15日発行

人口と世帯数(平成21年1月1日現在)

区分	住民基本台帳	外国人登録	合計
男	29,558	1,090	30,648
女	28,925	1,286	30,211
人口計	58,483	2,376	60,859
世帯数	27,691	1,220	28,911

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

今号の主な記事

3面安全安心まちづくり条例骨子(案)に対するご意見を募集します 5面省エネ・キャラバン隊があなたの街に!
6面介護保険サービスに関する確定申告について 7面小・中学校の入学通知書を送ります 8面保健ガイド

所得税・住民税の申告はお早めに

所得税(国税)の確定申告、還付申告および住民税(市民税・都民税)の申告の受付が2月2日(月)から始まります。

問合せ (所得税の確定申告)青梅税務署 ☎0428・22・3185 / (市・都民税の申告)市役所課税課市民税係 ☎551・1511(代表)

◎確定申告等の相談・受付会場が昨年とは変わります◎

◎所得税(国税)の確定申告、住民税(市・都民税)申告の日程・会場等

相談・受付日	受付時間	税務署員	税理士会	市職員	会場
2月 ① 2日(月)~6日(金)	午前9時~11時、午後1時~4時			○	市役所第一棟2階
② 9日(月)~13日(金)	午前9時30分~11時、午後1時~3時30分	◎	◎	○	
③ 16日(月)~26日(木)	午前9時~11時、午後1時~3時		◎	○	
④ 27日(金)	午前9時~11時、午後1時~4時			○	
3月 ⑤ 2日(月)~16日(月)	午前9時~11時、午後1時~4時			○	

注意事項

- ◆市役所へ車でのお越しの方は地下駐車場へ、自転車の方は市役所東側・西側の駐輪場へ停めてください。
- ◆土・日曜・祝日は、確定申告の相談・受付ができません。
- ◆市民税・都民税の申告書のみ、土曜日の開庁時間内及び水曜日午後8時まで、市役所1階課税課市民税係で受け付けます。(確定申告の相談・受付はできません。)
- ◆給与・年金所得の方で、確定申告をされる方は、①・④・⑤の相談日をお勧めします。
- ◆事業・不動産所得等の方は、②・③の税務署員・税理士の相談日に収支報告書を記入、作成のうえ、お越しください。
- ◆青梅税務署では、1月5日から所得税の還付(医療費・住宅借入金等)の確定申告の相談・受付をしています。お急ぎの方、準備ができています。青梅税務署へお越しください。
- ◆譲渡所得・贈与税、青色申告、複雑な相談は、青梅税務署でご相談ください。
- ◆収入が無かった方も、市民税・都民税の申告が必要です。
- ◆遺族年金受給者は非課税ですが、市民税・都民税の申告をしてください。

◎青梅税務署の特別開庁

相談・受付日	受付時間	会場
2月22日(日)	午前8時30分~11時30分、午後1時~4時	青梅税務署 (JR河辺駅下車徒歩6分)
3月1日(日)		

◎青梅税務署員による近隣市町村での申告受付

相談・受付日	受付時間	会場
2月 2日(月)~4日(水)	午前9時30分~11時、午後1時~3時30分	羽村市役所内
4日(水)~6日(金)		あきる野市中央公民館
5日(木)・6日(金)		瑞穂町民会館

住宅ローン控除の特別措置が設けられました

税源移譲により所得税額が減ったため控除しきれない場合、税源移譲前に比べ負担増とならないように、一定の算式に基づき住民税から控除する特例措置が設けられましたので、3月16日(月)までに申告してください。

対象者 平成11年から平成18年に入居された方で、所得税の住宅ローン控除の適用がある方(平成19年以後に入居の方は、この特例措置の適用は無く、所得税による控除のみとなります。)

申告書の提出方法

ア、確定申告をされる方(申告書は、青梅税務署・市役所で配布)

確定申告書と一緒に青梅税務署へ提出してください。

イ、確定申告をされない方(申告書及び記入例は、市役所・申告会場で配布)

給与収入のみで年末調整が済んでおり、確定申告をされない方は、居住年月日を確認して、源泉徴収票の原本と印鑑をお持ちのうえ、市役所へお越しください。

※住民税からの住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

確定申告に関するお知らせは2面にも掲載しています。

【確定申告について】

- 所得税の確定申告は青梅税務署で3月16日(月)までに行いません(土曜・日曜・祝日は除く)。確定申告書は自分で記入して、早めに提出してください。確定申告書の作成や e-Tax による電子申告については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)等を活用してください。※白黒(モノクロ)で打出した申告書の提出も可能です。
- 公的年金から所得税が源泉徴収されている方
平成20年分の公的年金の源泉徴収票(はがき)で、「源泉徴収税額」の欄に記載のある方は、確定申告により、所得税の過不足額を精算します。超過額は還付され、不足額は納付していただきます。また、源泉徴収されていない方でも、年齢、扶養親族(配偶者を含む)の有無により、確定申告または市民税・都民税の申告が必要となる場合があります。源泉徴収票(はがき)をお持ちのうえ、相談日にお越しください。
- 給与と所得者の方で年末調整をしていない方
勤務先の給与担当者に確認のうえ、確定申告または住民税の申告をしてください。

【住民税の申告について】

住民税(市民税・都民税)の申告が必要な方

- 平成21年1月1日現在、福生市に住所のある方で、次の①~③いずれかに該当する方
①給与所得の方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がなかった方(勤務先の給与担当者に確認してください。)
②事業・不動産・配当・年金・雑等の所得(所得金額の多少にかかわらず)があった方で確定申告する必要のない方
※20万円以下の給与所得以外の所得がある場合や、所得税で申告不要を選択した非上場株式に係る配当所得のある方も申告が必要です。
③収入が無かった場合、どなたの扶養親族にもなっていない方、扶養親族になっても世帯を別にしていない方は、次の事項の基礎資料となるため、住民税の申告が必要です(遺族年金・障害年金・老齢福祉年金の受給者を含む)。申告書裏面の「収入の無かった方へ」の欄の該当する理由を記入して申告してください。

申告が基礎資料となる事項 国民健康保険税の算定、老人医療受給者証の交付、児童・生徒就学援助費の認定、児童手当、保育料算定、国民年金の免除、公営住宅入居者の収入の状況の報告などの基礎、非課税証明書等

- 平成21年1月1日現在、福生市外に住所のある方で、福生市内に事務所、事業所または家屋敷を有する方

住民税(市民税・都民税)の申告が必要ない方

- 平成20年分の所得税確定申告書を税務署へ提出する方
- 平成20年中の所得が給与だけの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている方(勤務先の給与担当者に確認してください。)

確定申告・住民税の申告にお持ちいただくもの(①~⑤は提出になります。)

- ①税務署・市から送られた書類がある場合にはその書類、印鑑
- ②源泉徴収票や支払者の証明書など、平成20年中の収入が明らかになる資料
- ③年金を受給されている方は、社会保険庁から送付されている平成20年分公的年金等の源泉徴収票(はがき)
- ④生命保険の控除証明書、個人年金控除証明書、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険の控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費などの領収書等。医療費控除の方は、「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し合計金額を記載。様式は自由。)を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。(多くの方が申告をされますので、ご協力をお願いします。)
- ⑤社会保険の領収書(昨年中に健康保険料・厚生年金保険料等を支払ったもの)。国民健康保険税は、市役所で証明を受けて申告会場へお持ちください。また、国民年金保険料・国民年金基金については、社会保険事務所からの控除証明書(はがき)をお持ちください。
- ⑥障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び障害者控除対象者認定書をお持ちください。
- ⑦配偶者特別控除を受ける方で、配偶者に所得がある場合は、配偶者の収入が明らかになるもの

福生市のホームページアドレスは <http://www.city.fussa.tokyo.jp/> です

にせ税理士に注意を! 税務書類(確定申告等)の作成及び財務相談は、税理士資格のない人はできません。税務書類の作成の依頼は、正規の「税理士」に依頼しましょう。